

第六節 終戦後の日本軍の債権債務処理

第十七方面軍司令官兼朝鮮軍管区司令官（中将上月良夫）は終戦に  
関する大詔に基づき軍隊の整理たる武装解除及び日本返還を完遂すると  
共に朝鮮人たると日本人たるとを向けず軍の債権債務は之を完全且圓滑  
に実施し一川百鮮人紛争の發生を予防し一は合併以來三十七年に亘る朝鮮  
人の協力就中戦争終結を以て来物心両面の朝鮮人の献身的努力に酬せるとこ  
ろ此類を措きて又併機序に鑑み左の如く方針の下に参謀長、兵器部長、經  
理部長及其他の部長をして管理せしむるなり

一 朝鮮軍最後を最も潔く正しく處置せしむること

二 現任及将来を向けず禍根と成るべし一切の処置を正しく予防すべし  
兵器彈藥類が民間に渡ることを絶対に嚴禁し、被服食糧等の散逸を嚴禁  
し正しく連合軍に手交すること

三 軍の債務は悉くに履行し將士朝鮮人の債権に因けるものは軍需品受託会に  
五場等に對する補償は十分慎重に保証し受託者の不平と怨嗟を免れしむる

如くし其延環を迅速存らしぬ

之が為新聞、ラジカ各三回目を替へて広告すること

四 航空隊、軍監督官、兵舎支隊長及仁川造兵廠長と密に連絡し支拂の公正  
と過誤無かりしこと

五 朝鮮人をして日本軍最後の姿を教へしむると共に後年日露談の始末と  
して日韓將來の国民外交に益すること

此の如き方針の下に兵舎は完全に民間への脱退を防止せり、貯藏品たる軍需品  
は引揚送し要する食糧被服の外全部を米軍に手交せり但し三八度線以北に於て  
はソ連兵への掠奪甚しく日本軍の警備撤退後は朝鮮乱民の掠奪に任せるの已む  
可に至り其の数量及状況は一切不明なり

軍の債権債務は京城軍司令部に於て又今年九月十日より十一月二十日迄は大同軍司  
司令部に於て全部完全に終了せり 本件につき軍参謀長(中將井原彌次郎)は左  
年十月三十日七田より京城に米軍司令官(ハッヂ中將)を訪問したる際「朝鮮現  
地召集者を現地召集解除と存して朝鮮人に許さざる召集者他年在在尚民間に於て



推知し得べし

但し咸鏡北道の交戦地帯に於ける債権債務の処理は戦中により混乱せしめられたるに  
了ならず

次に軍司令部の令書予算は今年五月二十日大田假軍司令部を以て発せし日本に輸送  
するにあり明細書を添へ軍経理部長の主計大將佐不健一により米軍大田駐在知事  
（米軍大佐）に手交を終り

歩軍の経理に關しては決算報告を陸軍省公會計検査院に提出せし其所期  
昭和二十一年三月にして済は福岡縣二百市員残務整理部とす

0149